

報道関係者 各位

令和4年6月7日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

## 埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年5月31日（火）から6月6日（月）において、埼玉労働局職員1名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日）

6月1日（水）1名（ハローワーク川口）

保健所によると、当該職員については、来庁者を含め濃厚接触者はいないとの判断を得ておりますが、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。